



Ⅲ 計画の推進

1 仙台市役所の取り組み

●環境マネジメントシステムの推進

仙台市役所は、行政機関であると同時に、大規模な事業者・消費者として地域に大きな影響を及ぼす立場にあることから、その社会的責任を果たすとともに、市民・事業者の取り組みを先導することを目的に、本市独自の環境マネジメントシステム「新・仙台市環境行動計画」に基づき、自らの環境負荷の低減に取り組んできました。計画期間満了により、令和3年3月に計画を改定し、令和3年度からは、令和7年度までの5年間を計画期間とする「仙台市環境行動計画」を運用しています。

本計画では、「エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量」と「一般廃棄物排出量」の2つの目標を掲げており、庁舎や施設の省エネ化、ごみの分別徹底やリサイクル推進等の取り組みにより、削減を進めています。

新・仙台市環境行動計画(計画期間:平成18年度～令和2年度)の実績

目標項目	目標	令和2年度実績値
エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量	令和2年度において平成22年度比で1%以上削減	165,932t-CO ₂ (▲2.3%)
一般廃棄物排出量	令和2年度において平成26年度比で10%以上削減	2,739t (▲12.1%)

2 開発事業等に対する環境面からの調整システムの運用

●環境影響評価(環境アセスメント)制度の推進

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、開発事業者が自ら環境の現況を調査し、事業に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その過程を公表し、行政や住民が必要な意見を述べることによって環境に配慮した事業の展開を促していく仕組みです。

本市では平成11年6月に「仙台市環境影響評価条例」を施行し、この条例に基づいて制度を運用しており、平成31年1月には、環境影響評価の実施にあたっての技術的事項を解説する「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」について、これまでの事例の積み重ねや制度改正の内容を反映するため、全面改定しました。

令和2年12月には「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」を策定し、都心部における大規模建築物に関する環境影響評価制度を改正しました。また、太陽光発電所について、森林地域を新設し規模要件の見直しを行い、併せて「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」を策定しました(令和3年4月施行)。

●仙台市環境調整システムの実施

「仙台市環境調整システム」は、本市が実施する一定規模以上の公共事業について、事業の実施による環境への配慮を徹底するため、立地選定などの計画の早期段階から事業部局と環境局が一体となって、事業の実施が及ぼす環境への影響の回避・低減の方法について、事業の構想段階及び計画段階の2つの段階で検討・調整する仕組みで、平成12年10月から実施しています。

令和2年度は、1件の本市公共事業について、計画段階の環境配慮手続きを実施しました。



「仙台市の環境」について、ご意見・ご感想をお寄せください。

今後の環境施策・事業の参考とさせていただくとともに、本冊子の記載内容の充実を図るため、「Eメール」等にてご意見・ご感想をお寄せください。いただいたご意見等は、個人を特定しない形で概要等を公表する場合がありますのでご了承願います。

Eメール kan007110@city.sendai.jp